



※ 本書面の情報は平成28年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

1 被災者の方への支援

■ 当面の生活費をどうにかしたい。

→ 一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付(緊急小口資金)が10万円まで受けられる可能性があります。

詳しくは富士宮市社会福祉協議会まで。

0544-22-0054(代表)

■ リ災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか。

→ リ災証明書とは、市町が、地震や風水害等の被害に遭われた方からの申し出により、建物(事業用含む)の被害状況の調査を行い、その調査結果に基づき発行する証明書で、各種支援等を利用する際使用されます。証明される被害状況は、全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水等に分かれます。

リ災証明書の発行について

富士宮・市民課市民係 (0544-22-1133~1135)

建物の被害状況の調査について

富士宮市・資産税家屋係(0544-22-1249)

が窓口となります。

※ 火災によるリ災証明書については各消防署で発行します。

2 支払の問題

■ 公共料金はどうなるか。

→ 電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ 税金の支払はどうなるか。

→ 納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。所得税・消費税・法人税等の国税については、富士税務署に確認を。

富士税務署 0545-61-2460(代表)

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、富士財務事務所に確認を。

富士財務事務所 0545-65-2112(代表)

市民税・固定資産税・軽自動車税などの市税については、富士宮市役所の各課に確認を。

市民税課 0544-22-1125・1126

資産税課 0544-22-1127・1249

収納課 0544-22-1128・1129

■ 年金や健康保険料の支払はどうなるか。

→ 東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納期限が延長されました。

国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。

(国民健康保険の窓口)

富士宮市・保険年金課保険給付係 0544-22-1138

資格賦課係 //

(国民年金の窓口)

富士宮市・保険年金課国民年金係 0544-22-1139

富士年金事務所 0545-61-1911(国民年金担当)

■ 住宅ローンを支払う余裕がない。

→ 住宅ローンの契約先にご相談を。東日本大震災では、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)で、被災者の方について、被災の状況によって、支払猶予、利息の据え置き、返済期間などの制度が設けられています。

3 保険・共済の問題

■ 火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか。

→ 保険金は支払われませんが、保険(共済)によっては、火災保険入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみるべきです。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせしてみてください。

・災害救助法が適用された地域の方は、

「自然災害損保契約照会センター」へ

0570-001-830(ナビダイヤル)

・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

■ 地震特約があるから、生命保険金は出ないか？

→ 東日本大震災の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせしてみてください。

(社)生命保険協会 静岡地方事務室

054-253-5712

■ 地震・津波で自動車が壊れてしまった。

→ 車両保険は、原則として、地震・噴火(地震、噴火が原因の)津波による災害による損害は補償対象外とされています。

地震・噴火・津波危険(車両損害)担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

4 紛失物の問題

■ 身分証明証がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

→ 住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。

まずは富士宮市役所の市民課市民係(0544-22-1134)へ。

運転免許証は、静岡県東部運転免許センター(055-921-2000)や

富士宮警察署(0544-23-0110)で再発行手続きをしてください。

■ 実印や印鑑登録カードがなくなりました。

→ 実印がなくなった場合は、実印として登録可能な別の印鑑を準備して、新たに登録をしてください。

実印が手元に残っている場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続きをとり、新規に実印を登録して下さい。

手続は富士宮市・市民課市民係(0544-22-1134)に確認してください。

■ 銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

→ 銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。

身分証明証があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。

銀行印がなくなった場合は、印鑑の変更の手続きをとってください。

■ 自動車がなくなりました(使えなくなりました)ので、登録を抹消したい。

→ 沼津自動車検査登録事務所(050-5540-2051)に確認を。

■ クレジットカードがなくなりました。

→ 各クレジット会社になくした旨の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

5 その他の問題

■ 免許証の有効期間が迫っている。

→ 東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ 会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけなくなった。

→ 日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。

金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。

富士宮商工会議所 0544-26-3101(代表)